

11月の過重労働解消キャンペーン期間に先立ち、長時間労働削減をはじめとする働き方改革に向けた取組について、県内の労使団体に協力要請を行いました。



茨城県経営者協会鬼澤会長（中央左）、澤畑専務理事（会長後方）に協力要請する中屋敷局長（右）



連合茨城和田会長（右）に協力要請する中屋敷局長（左）



茨城県中小企業団体中央会への要請、左は岩間専務理事右は中屋敷局長



茨城県商工会連合会への要請、左は畑岡専務理事、右は中屋敷局長

茨城労働局「働き方改革推進本部」（本部長 中屋敷茨城労働局長、副本部長 松田労働基準部長）は、平成27年10月15日から同月19日にかけて、県内の労使団体に対して、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた協力要請を行いました。

今回の要請は、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として実施しました。

主な内容は、長時間労働の削減や年次有給休暇取得促進のため、「経営トップによるメッセージの発信」「朝方勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入」「ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定」「年次有給休暇取得計画の策定」「年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）」などの取組への協力を改めて要請しています。

茨城労働局では、引き続き、過重労働や賃金不払残業などを行う企業に対する監督指導を強化するとともに、「働き方改革推進本部」を中心として、働き方改革について関係労使団体や企業に向けて働きかけを行っていきます。



茨城労働基準協会連合会への要請、左は工藤専務理事、右は中屋敷局長



茨城県商工会議所連合会への要請、左は卜部常務理事、右は松田労働基準部長



茨城県建設業協会への要請、左は田山専務理事、右は松田労働基準部長



茨城県トラック協会への要請、右は田所専務理事、左は松田労働基準部長

(担当 労働基準部監督課)